

はじめに

感染症危機については、近年、グローバル化によって国際的な往来が急増し、新たな感染症が発生した場合には短期間で国境を越えて拡散し、世界的な大流行（パンデミック）につながる可能性が大きくなっている。これまでにも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症、そして2020年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）感染拡大が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症が重大な脅威であることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした感染症の発生時期の予知は難しく、発生自体を完全に防ぐことも不可能なため、平時から感染症危機に備える必要がある。また、人獣共通感染症も想定されており、国が進める、ヒト・動物及び環境の分野横断的な課題への取組みであるワンヘルスアプローチ¹の推進も、新興感染症等対策のための重要な観点となっている。

さらに、既知の感染症であっても薬剤耐性（AMR）を獲得することで、将来的に感染拡大のリスクが高まる可能性もあるため、AMR対策の推進等を含む対策にも取り組む等、将来の感染拡大によるリスクの軽減に向けて多面的な取組が重要になっている。

¹ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本の方針

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)、新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

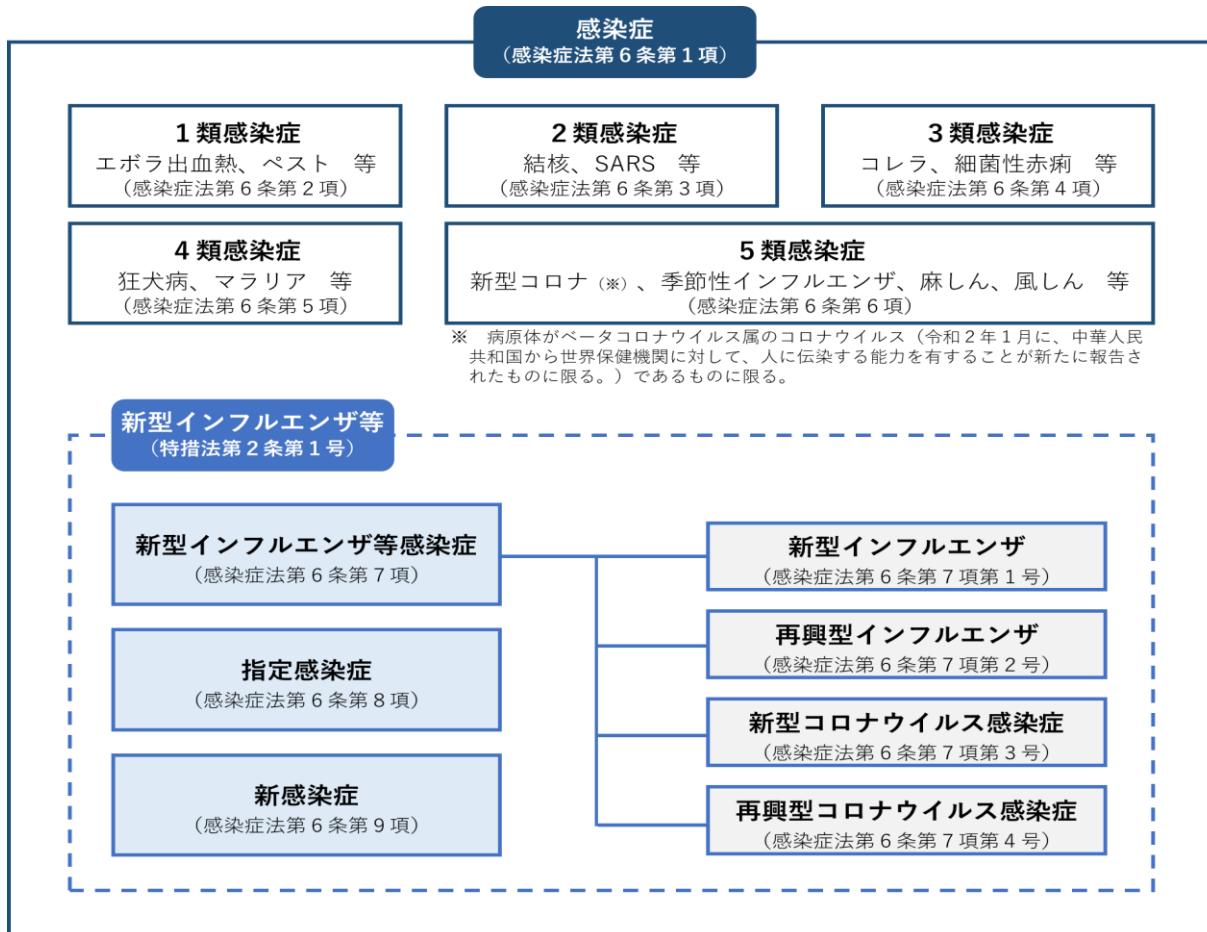
特措法の対象となる新型インフルエンザ等(特措法第2条第1号)は、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第8項)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。感染症法第6条第9項)である。

2 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、県行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いており、町行動計画でもこれに準ずる。

3 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

<感染症法及び特措法における感染症の分類（イメージ）>



第2節 門川町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

特措法が制定される以前からも、国は、新型インフルエンザに係る対策に取り組み、2005年には、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成され、以来、数次の部分的な改定が行われた。

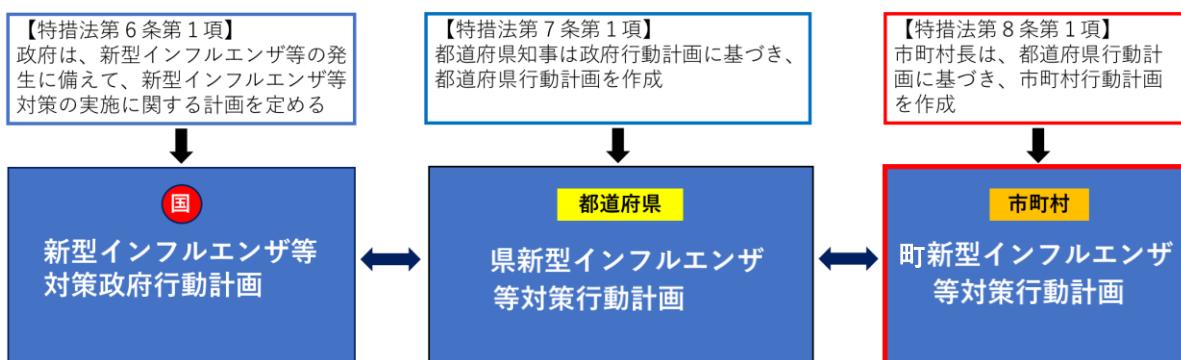
県は、2005年1月に「新型インフルエンザ対応指針」を作成し、その後、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」と「新型インフルエンザ対応ガイドライン」及び関係法の改正等を受け、2009年1月に「宮崎県新型インフルエンザ行動計画」を作成した。それを受け本町において、2009年9月「門川町新型インフルエンザ対策行動計画」を作成し、新型インフルエンザの発生に備えてきた。

2011年には、2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を踏まえ、国、県及び町においてこれらの行動計画の改定が行われるとともに、国において、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制が検討され、2012年4月に特措法が制定された。

2013年6月に、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成されたことに伴い、同年9月に、特措法第7条に基づき、「宮崎県新型インフルエンザ等行動計画」（以下「県行動計画」という）が作成され、2014年3月に、特措法第8条に基づき、「門川町新型インフルエンザ等行動計画」（以下「町行動計画」という）を策定し、以来、国・県の行動計画の一部変更や課の統廃合による課名変更等を受け、数次の部分的な改定を行ってきた。

行動計画については、国及び県は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に行動計画の変更を行うこととしており、2023年4月に特措法が改定され、2024年7月に政府行動計画が改定されたことを受け、2025年3月に県行動計画が改定された。このことを受け、町においても、国及び県の対応を踏まえ、町行動計画の適切な変更を行うものである。

＜各計画の関係性イメージ＞



第3節 町行動計画改定の目的

(1) コロナ対応での経験

2019年12月末、国外で原因不明の肺炎が集団発生した後、その翌月には国内でも新型コロナの感染者が確認され、政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置された。県においても県内での感染が確認される前の2020年2月に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部が、本町においても門川町新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。

2020年3月に改正された特措法に基づく緊急事態宣言（同法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、経済対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、新型コロナ対応が進められた。

県内では、2020年3月に1例目の感染が確認されてから、2023年5月に5類感染症へと移行するまでに、延べ321,429人の感染者、合計778人の死亡者が確認され、本町においても、延べ3,000人を超える感染者が確認された。その後開始されたワクチン接種事業では、町内7か所においてワクチン接種を実施し、延べ57,000人を超える町民が接種を行った。

この間の3年超にわたり、特措法に基づく新型コロナ対応を行った経験から、感染症危機は社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康だけでなく、経済や社会生活、町民生活の安定にも大きな脅威であること、また、感染症が引き起こすパンデミックには社会全体で対応する必要性が明らかとなった。

(2) 町行動計画改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機により万全な対応を行えるよう対策の充実等を図るためである。

国の新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）では、新型コロナ対応の主な課題として、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が挙げられ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことの必要性に言及されている。

こうした社会を目指すためには、

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 町民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ・ 基本人権の尊重

の3つの視点から対策の充実・強化を図る必要がある。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的と考え方

新型インフルエンザ等の対策にあたって、特定事例に偏った準備ではリスクを伴う可能性があるため、町行動計画は政府・県行動計画に基づき、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の新たな呼吸器感染症も想定し、様々な状況に応じた柔軟な対応策を示すものである。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び地域経済にも大きな影響を与える。長期的には、町民の多くがり患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏った場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうおそれもある。

また、感染拡大防止には町民や事業者の自発的な取り組みも不可欠であり、日頃から手洗い・マスク着用など基本的な公衆衛生対策の徹底が重要であり、新興感染症等においてワクチンや治療薬がない場合には、その重要性が一層高まる。

それらを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチンの早期開発を前提としたワクチン接種体制の構築等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようとする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

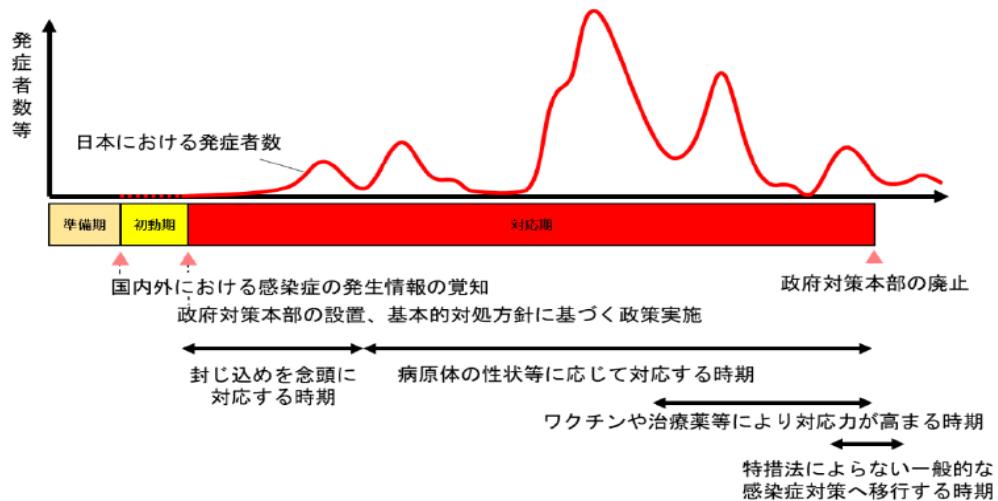
- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域や職域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策における発生段階の設定

政府行動計画及び県行動計画に準じ、以下の発生段階を設定する。なお、対応期については、下表のとおり C から E までの時期に区分する。

時 期	内 容 等
準 備 期 (A)	感染症の発生は確認されておらず、予防や物資の備蓄、関係機関等との連携、想定訓練等、事前準備を行う時期。
初 動 期 (B)	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの時期。感染拡大のスピードをできる限り抑えて、準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する時期。
対 応 期 (C~E)	<p>対応期：封じ込めを念頭に対応する時期 (C) 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階であり、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する時期。</p> <p>対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期 (D-1) 感染の封じ込めが困難な段階であり、病原体の性状等を踏まえ、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく感染拡大防止措置等を検討する時期。</p> <p>対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (D-2) ワクチンや治療薬の普及等により新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える時期。</p> <p>対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (E) 最終的に、ワクチン等の効果が出る等し、病原体の変異により病原性や感染性等の低下、及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する時期。</p>

<新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ>



*ここで示している図は1つのイメージであり、実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されることに留意すること。

（国作成「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会資料」より抜粋）

第3節 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするために、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画における主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、対策項目ごとの基本理念と目標を踏まえて一連の対策として実施される必要がある。各対策項目の基本理念と目標については、以下のとおりとする。

① 実施体制

感染症危機は国民の生命及び健康や国民生活及び国民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構⁴(Japan Institute for Health Security)(以下「JIHS」という。)、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要となっている。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上を図り、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、リスク評価を踏まえ、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁵

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等(以下「偽・誤情報」という。)が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現

⁴ JIHSは、「国立感染症研究所」と「国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行うため、2025年4月に発足した組織。

⁵ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠⁶等に基づいた正確な情報を迅速に収集し、速やかに提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、日向入郷圏域（以下、「圏域」という。）市町村、国・県等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため町は平時から、町民等の感染症危機に対する理解を深め、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの体制整備を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

町は、国や県の方針を踏まえながら、まん延防止対策を適切に実施する。一方で、特措法第5条において、「国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限」のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に收めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、国、県及び市町村は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の体制や実施方法について準備をしておく必要がある。また、新型インフルエンザ等の発生時のワクチン接種に当たっては、事前の計画に基づきつつ、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な運用を行う。

⁶ 科学的根拠とは、医療分野における試験や調査などの研究結果から導かれた科学的な裏付け。新型インフルエンザ等の感染症については、JIHS等の機関から提供される信頼性の高い調査分析等による客観的数据から導かれた感染性や病原性に基づいた知見。ただし、その時点における最新の科学的根拠であり、隨時新たな情報に留意する必要がある。

⑤ 保健

町は、新型インフルエンザ等の発生の実情に合わせて、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要である。また、町は、新型インフルエンザ等のまん延時など、必要に応じた県からの要請に基づき、健康観察及び生活支援等を実施する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進等、必要な準備を進めることが重要である。新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の不足が懸念される場合には、国、感染症対策物資等の製造販売事業者や販売事業者と連携しながら必要量の確保に努める。

⑦ 町民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、国、県及び町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や国民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、町民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

第1節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となつた取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国及び市町村など関係機関と連携を図りながら、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、感染症の特徴や病原体の性状に応じた対策を着

実に推進する。

このため、県医療計画等に基づき、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を確保するとともに、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力を発揮させるため、計画的に準備を進める。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することが可能となる。

こうした取組において、県は、宮崎県感染症対策連携協議会⁷及び宮崎県感染症対策審議会⁸等（以下「連携協議会等」という。）を通じ、県予防計画等について協議を行うとともに、同計画に基づく取組状況を毎年度国に報告する。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の確保や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

また、県は、平時から、国が発信する感染症や感染対策に関する基本的な情報を県民に分かりやすく伝える。

【市町村の役割】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、確実かつ迅速に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や圏域市町村、その他の市町村や関係機関と緊密な連携を図る。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等⁹の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

7 平時から感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症法第10条の2に基づき、県、保健所設置市、県医師会等で構成する協議会。

8 宮崎県感染症対策審議会条例（平成11年条例第11号）に基づき、感染症対策の総合的な推進を図ることを目的として設置している県の附属機関。

9 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者

事業者は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、医薬品や食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2節 門川町の体制

1. 門川町新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府対策本部設置や宮崎県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）の設置、また緊急事態宣言の発令がなされたときは、直ちに町長を「本部長」、副町長を「副本部長」とする「門川町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置し、本町は全庁的な危機管理体制へ移行する。

本部長は、副本部長及び本部員（教育長、各課長、局長）、町長が指名する者で構成される対策本部会議を開催して、県対策本部、保健所（現地対策本部）との連携を強化し、発生時の初動対応及び感染拡大防止対策を速やかに行う。

《対策本部の組織》

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務課長 町民健康課長 こども課長 福祉課長 財政課長 企画戦略課長 地域振興課長 環境水道課長 農林水産課長 教育課長 建設課長 税務課長 会計課長 議会事務局長 町長が指名する者

2. 対策本部の会議等

- ・本部長は、対策本部の会議を招集する。
- ・本部長は、会議に職員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- ・本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- ・部に、部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

3. 対策本部の所管事務

- ・新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事項
- ・新型インフルエンザ等の感染拡大防止に関する事項
- ・新型インフルエンザ等の広報、啓発及び相談に関する事項
- ・支援体制の確保に関する事項
- ・関係機関との連絡調整及び連携に関する事項

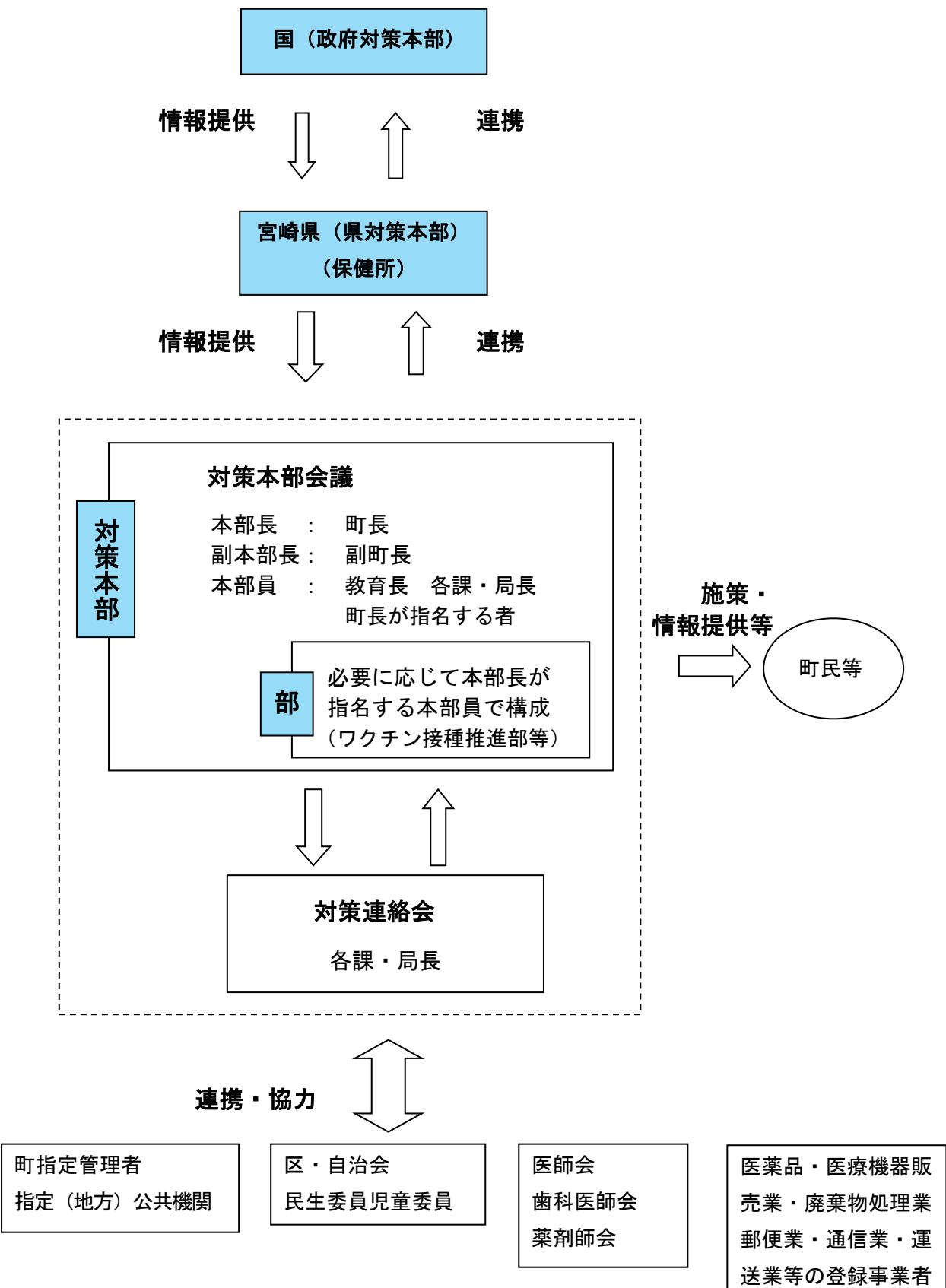
4. 対策本部の庶務

対策本部の事務を処理する等、庶務は総務課及び町民健康課が行う。

4. 対策本部による危機管理体制

発生段階	危機管理体制	体制の概要	
準備期	新型インフルエンザ等対策連絡会の役割 1. 新型インフルエンザ等に関する情報交換 2. 対策の検討、策定、実施、見直し 3. 感染対策の普及啓発 4. 町行政の業務の継続に関する調整	総務課長 こども課長 財政課長 地域振興課長 農林水産課長 建設課長 会計課長	町民健康課長 福祉課長 企画戦略課長 環境水道課長 教育課長 税務課長 議会事務局長
初動期	門川町新型インフルエンザ等対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部会議) の役割 1. 町長緊急事態宣言、終息宣言の発表 2. 町行事やイベント中止等の情報、町内公共施設の閉鎖や利用制限の決定 3. 町職員の勤務体制の見直し 4. 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 5. その他の重要事項の決定 ※重要事項であっても、緊急対応が必要な場合については、町長と協議の上、対策連絡会で決定し、対策本部へ報告することができるものとする。	[本部長] [副本部長] [本部員] 総務課長 こども課長 財政課長 地域振興課長 農林水産課長 建設課長 会計課長 町長が指名する者	町長 副町長 教育長 町民健康課長 福祉課長 企画戦略課長 環境水道課長 教育課長 税務課長 議会事務局長
対応期	部（ワクチン接種対策推進等、必要に応じて本部長が置き、その役割を担う。）	本部長が指名する本部員	

5. 門川町の危機管理体制図



6. 庁内関係課の役割等

新型インフルエンザ等が発生し、対策本部の設置後、各課は対策本部の命に基づき、下記の任務を実行する。

担当課	新型インフルエンザ等対応業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 門川町新型インフルエンザ等対策本部の庶務・運営に関すること <input type="checkbox"/> 庁舎内への人の出入りを制限 <input type="checkbox"/> 県、他市町村など関係機関等との連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 各課の物資及び資材の備蓄等の把握及び運搬に関すること <input type="checkbox"/> 感染拡大情報の収集に関すること <input type="checkbox"/> 広報の統括に関すること <input type="checkbox"/> 感染防止策の周知、社会不安とパニック防止のため、町民への適正な情報提供に関すること <input type="checkbox"/> 防災無線・ホームページ等による町民への広報伝達に関すること <input type="checkbox"/> ガス・電気等ライフラインの確保連絡 <input type="checkbox"/> 緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要請 <input type="checkbox"/> 感染拡大の伝達等 <input type="checkbox"/> 関連報道の発表・報道機関との連絡に関わる総合調整に関すること <input type="checkbox"/> 職員の勤務体制に関すること (出勤停止措置・安全対策・在宅勤務・交代勤務・職員の配置) <input type="checkbox"/> 危機管理研修や招集訓練等 <input type="checkbox"/> 職員の予防接種等の感染症対策や健康管理に関すること <input type="checkbox"/> 職員の災害補償に関すること <input type="checkbox"/> 庁舎内の車両の運行管理、車両の調達に関すること <input type="checkbox"/> 支援物資等の搬入、搬送、公用車の配車調整に関すること <input type="checkbox"/> 諸団体（区・自主防災組織）等への協力要請に関すること <input type="checkbox"/> 協定の締結に関すること <input type="checkbox"/> 他の課に属しないこと
町民健康課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 門川町新型インフルエンザ等対策本部等の庶務・運営に関すること <input type="checkbox"/> 遺体の一時安置保管及び火葬埋葬に関すること <input type="checkbox"/> 緊急事態発生の通報受理・伝達に関すること
健康づくり係 ・母子保健係	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等対策連絡会の運営に関すること <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等の相談窓口の設置等に関すること <input type="checkbox"/> 要援護者の自宅療養を指導するための助言に関すること <input type="checkbox"/> ワクチンの接種に関すること <input type="checkbox"/> 県及び保健所、医療機関との連携に関すること <input type="checkbox"/> 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の備蓄及び調達に関すること <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等発生時の被害想定に関すること
こども課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童福祉サービスの継続提供に関すること（応援職員の調整を含む） <input type="checkbox"/> 子育て支援施設の閉鎖に関すること <input type="checkbox"/> 公立・私立保育園等の感染状況の把握に関すること <input type="checkbox"/> 保育園の臨時休園・閉園に関すること

担当課	新型インフルエンザ等対応業務
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 福祉サービスの継続提供に関すること(応援職員の調整を含む) <input type="checkbox"/> 要援護者（ひとり暮らし高齢者・障がい者）等の把握と支援に関すること <input type="checkbox"/> 福祉施設等における感染防止対策及び集団発生に関すること <input type="checkbox"/> 福祉サービスの継続利用に関すること <input type="checkbox"/> ボランティアの要請、受け入れに関すること
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 感染拡大防止対策の予算及び資金に関すること
企画戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 乗合タクシー（かどっぴータクシー）の運行に関すること <input type="checkbox"/> 感染拡大防止対策のために実施する各種事業に対するデジタル技術の活用に関すること
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 事業所での感染防止対策に関すること <input type="checkbox"/> 福祉健康交流研修センターの開閉に関すること <input type="checkbox"/> 乙島キャンプ場の開閉に関すること
環境水道課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水道のライフライン事業者に業務継続の調整・要請をすること <input type="checkbox"/> 飲料水の供給確保に関すること <input type="checkbox"/> ごみ、し尿、廃棄物の処理・運搬に関すること <input type="checkbox"/> ごみの排出制限に関すること <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物の処理の協力・支援に関すること <input type="checkbox"/> 遺体の一時安置保管及び火葬埋葬に関すること <input type="checkbox"/> 清掃及び環境衛生に関すること
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 生産者や事業所等の感染防止対策に関すること
教育課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 学校等での感染防止予防の啓発、情報提供に関すること <input type="checkbox"/> 児童生徒の感染状況の把握、報告に関すること <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等が疑われる症状がある児童生徒への受診の指導に関すること <input type="checkbox"/> 小・中学校の臨時休業、閉鎖に関すること <input type="checkbox"/> 公共施設の開閉に関すること <input type="checkbox"/> 講演、講座、教室等の中止に関すること <input type="checkbox"/> 関係機関との連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 対策本部との連携に関すること
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 税の徴収猶予に関すること
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 議会運営の調整に関すること
その他の課	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各課の対応業務の後方支援